

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年2月19日

【会社名】 株式会社デンソー

【英訳名】 DENSO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 有馬 浩二

【本店の所在の場所】 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地

【電話番号】 刈谷(0566)25-5850

【事務連絡者氏名】 経理部長 新屋敷 博之

【最寄りの連絡場所】 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地

【電話番号】 刈谷(0566)25-5850

【事務連絡者氏名】 経理部長 新屋敷 博之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2017年12月4日開催の当社取締役会において、当社を吸収合併存続会社、アスモ株式会社（以下アスモ）を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関する基本合意書の締結について決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出致しました。

この度、当社は、アスモとの間で、2018年4月1日（予定）を効力発生日として、当社とアスモが合併（以下本合併）を行うことを決議し、本日付で合併契約書を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出致します。

2 【訂正事項】

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

吸収合併に係る割当ての内容

その他の吸収合併契約の内容

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容
(訂正前)

吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社、アスモを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式を予定しております。

なお、本合併の日程は以下の通りとなります。

2017年12月4日（本日）	基本合意書締結に関する取締役会決議
2017年12月4日（本日）	基本合意書締結
2018年2月19日（予定）	合併契約締結に関する取締役会決議
2018年2月19日（予定）	合併契約締結
2018年4月1日（予定）	合併効力発生

吸収合併に係る割当ての内容

吸収合併に係る割当ての内容については未定であり、両社協議の上で決定致します。

その他の吸収合併契約の内容

その他の吸収合併契約の内容については未定であり、両社協議の上で決定致します。

(訂正後)

吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社、アスモを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施致します。

なお、本合併の日程は以下の通りとなります。

2017年12月4日	基本合意書締結に関する取締役会決議
2017年12月4日	基本合意書締結
2018年2月19日（本日）	合併契約締結に関する取締役会決議
2018年2月19日（本日）	合併契約締結
2018年4月1日（予定）	合併効力発生

吸収合併に係る割当ての内容

	当社 (存続会社)	アスモ (消滅会社)
合併比率	1	1.06
本合併により交付する株式数	普通株式1,153,714株	

(注1) 当社が本合併により交付する株式は、保有する自己株式をもって充当し、新株式の発行は行いません。

(注2) アスモの普通株式1株に対して、当社の株式1.06株を割当て交付します。ただし、当社が保有するア

スモ株式については、本合併により株式割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は別紙の通りとなります。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

(訂正前)

株式割当比率については未定であり、両社協議の上で決定致します。

(訂正後)

本合併の合併比率の公平性を確保する為、当社は第三者算定機関であるEYトラランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下EY)を選定し、比率算定を依頼致しました。当社の株式価値については、上場会社であることから市場株価法(2018年2月8日を算定基準日(以下基準日)として基準日から遡る1週間、1ヶ月、3ヶ月間の株価終値平均)により、アスモの株式価値については非上場会社であり、今後も事業が継続されることを考慮し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法と類似会社比率法による評価方法を採用致しました。

当社は、EYによる評価結果を総合的に勘案し、アスモとも慎重に交渉・協議を行い、交換比率を決定しました。なお、アスモがEYに対して提出した、DCF法による算定の基礎となる将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

別紙

合併契約書（写）

株式会社デンソー（以下「デンソー」という。）及びアスモ株式会社（以下「アスモ」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

デンソー及びアスモは、本契約に定めるところにより、デンソーを吸収合併存続会社、アスモを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、デンソーは本合併によりアスモの権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

デンソー及びアスモの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) デンソーの商号及び住所

商号：株式会社デンソー

住所：愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地

(2) アスモの商号及び住所

商号：アスモ株式会社

住所：静岡県湖西市梅田390番地

第3条（合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- デンソーは、本合併に際して、アスモの株主（デンソー及びアスモを除く。本条において以下同じ。）に対し、その有するアスモの普通株式に代わる金銭等として、効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）の前日の最終のアスモの株主名簿に記載された株主が保有するアスモの普通株式数（会社法第785条1項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。本条において以下同じ。）の合計に1.06を乗じた数のデンソーの普通株式を交付する。
- 前項の対価の割当てについては、効力発生日の前日の最終のアスモの株主名簿に記載された各株主に対し、その保有するアスモの普通株式数に1.06を乗じた数のデンソーの普通株式を割り当てる。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により変動する株主資本は全て資本剰余金とし、デンソーの資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成30年4月1日とする。但し、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、デンソー及びアスモが協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

デンソー及びアスモは、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめデンソー及びアスモが協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（賞与、退職慰労金）

アスモの取締役および監査役の第93期賞与及び退職慰労金については、事前にデンソーとアスモとで協議し合意の上、アスモの株主総会の決議に基づき、効力発生日までにアスモが支払う。

第8条（本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、デンソー又はアスモの財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、デンソー及びアスモが協議し合意の上、本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、デンソー及びアスモが別途協議の上で定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、デンソー及びアスモが記名押印の上、デンソーが原本を、アスモが写しを、それぞれ保有するものとする。

平成30年2月19日

デンソー：愛知県刈谷市昭和町1-1

株式会社デンソー

取締役社長 有馬 浩二

印

アスモ：静岡県湖西市梅田390番地

アスモ株式会社

取締役社長 桑村 信吾

印